

議案第58号

沼田市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に
ついて

沼田市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年8月30日提出

沼田市長 星野 稔

沼田市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沼田市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成7年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（施設）

第3条 センターに沼田市福祉作業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第9号に規定する事業を実施する同法第5条第27項に規定する地域活動支援センターをいう。以下「福祉作業所」という。）を置く。

第4条第4号を削り、同条第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とする。

第6条第3号中「及び第4号」を削る。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。